

博士課程進学に伴う採用時返還免除内定候補者に係る申請書

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

本申請書記載事項に相違ありません。

博士課程進学に伴い、返還免除の内定候補者として申請します。

なお、当該課程において返還免除の内定を受けた後、返還免除候補者としての推薦を受けるまでの間に、貴機構が定める「停止」又は「廃止」に該当するとき、修業年限内で課程を修了（学位を取得）できなくなったとき（修業年限内で課程を修了できないことが、災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事由によるものと認められるときを除く。）、又は、貸与期間終了時における業績優秀者返還免除の申請をしなかったときは、返還免除の内定が取り消されることに同意します。

		提出年月日		西暦 年 月 日	
大 学 院 名			研究科名 専攻名		
奨学生番号	6	2	0	6	
生 年 月 日	西暦 年 月 日				
フリガナ 氏 名					
課 程	☐	博士・博士後期課程	☐	博士・医・歯・薬・獣医学課程	
(該当するいずれかの □を■にすること)	☐	一貫制博士課程（後期課程相当進級）			
入 学 年 月	2025 年 月		学 籍 番 号		
国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」、「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」又は「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業（BOOST）次世代AI人材育成プログラム（博士後期課程学生支援）」の支援を受けていません。（受けていない場合は□を■にすること）					☐

【記入上の注意】

- 一貫制博士課程の後期課程相当年次に進級の場合、「入学年月」欄には、後期課程相当年次に進級した年月を記載してください。
- 国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」、「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」又は「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業（BOOST）次世代AI人材育成プログラム（博士後期課程学生支援）」の支援を受けた場合は本申請はできません。また、内定者となったあとにこれらの支援を受けた場合は返還免除の申請はできません。
- 本用紙への記入は、申請者本人による手書きまたはパソコン入力のいずれも可とします。

(記入例)

博士課程進学に伴う採用時返還免除内定候補者に係る申請書

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

本申請書記載事項に相違ありません。

博士課程進学に伴い、返還免除の内定候補者として申請します。

なお、当該課程において返還免除の内定を受けた後、返還免除候補者としての推薦を受けるまでの間に、貴機構が定める「停止」又は「廃止」に該当するとき、修業年限内で課程を修了（学位を取得）できなくなったとき（修業年限内で課程を修了できないことが、災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事由によるものと認められるときを除く。）、又は、貸与期間終了時における業績優秀者返還免除の申請をしなかったときは、返還免除の内定が取り消されることに同意します。

提出年月日

西暦 2026年 1月 20日

大 学 院 名

イクシス大学

研究科名
専攻名

商学研究科

奨学生番号

6 2 5 0 6 0 0 0 9 9 9

生 年 月 日

西暦 2000年 5月 5日

フリガナ

ショウガク タロウ

氏 名

奨学 太郎

課 程



博士・博士後期課程



博士・医・歯・薬・獣医学課程

(該当するいずれかの
□を■にすること)

一貫制博士課程（後期課程相当進級）

入 学 年 月

2025 年 4月

学 籍 番 号

JS000999

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」、「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」又は「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業（BOOST）次世代AI人材育成プログラム（博士後期課程学生支援）」の支援を受けていません。（受けていない場合は□を■にすること）



【記入上の注意】

- 一貫制博士課程の後期課程相当年次に進級の場合、「入学年月」欄には、後期課程相当年次に進級した年月を記載してください。
- 国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」、「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」又は「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業（BOOST）次世代AI人材育成プログラム（博士後期課程学生支援）」の支援を受けた場合は本申請はできません。また、内定者となったあとにこれらの支援を受けた場合は返還免除の申請はできません。
- 本用紙への記入は、申請者本人による手書きまたはパソコン入力のいずれも可とします。